第3部 環境保全に関する各主体の取組

第1節 市町村の取組

1 市町村の役割

環境の保全に関する施策の推進に当たって市町 村の果たす役割は重要なものとなっています。こ

のため、環境基本条例では、市町村の責務として 「良好な環境の保全及び創造に関し、当該市町村 の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定 し、及び実施する責務を有する」と規定されてい 村の役割として、地域特性を踏まえた独自の環境 保全施策の推進、環境教育の推進、事業者・消費 者の立場での環境保全活動の率先実行などを提示 しており、国・県に準じた施策や独自の施策を各 主体と連携・協力して積極的に推進することが期 待されています。

環境政策課

2 環境関連条例・計画の制定・策定

ます。このことを受けて環境基本計画では、市町

(1) 環境基本条例の制定

環境基本条例は、公害の防止や自然環境の保全など個別分野のみを対象とするのではなく、良好な環境の保全や創造に関する施策等について市町村の基本的姿勢を示すものです。

平成18年度には登米市で「登米市環境基本条例」 が制定されたほか、栗原市や東松島市で施行され ました。

県内では、平成18年度末現在で、計16市町において制定されています。

▼表3-1-1 市町村環境基本条例制定状況

市町村名	条例名	公布年月日	施行年月日
白石市	白石市環境基本条例	平成7年9月29日	平成7年9月29日
仙台市	仙台市環境基本条例	平成8年3月19日	平成8年4月1日
角 田 市	角田市環境基本条例	平成10年3月26日	平成10年4月1日
多賀城市	多賀城市環境基本条例	平成11年2月24日	平成11年4月1日
名 取 市	名取市環境基本条例	平成11年3月11日	平成11年4月1日
塩 竈 市	塩竈市環境基本条例	平成12年6月22日	平成12年6月22日
柴 田 町	柴田町環境基本条例	平成13年12月25日	平成14年1月1日
大 和 町	大和町環境基本条例	平成15年3月26日	平成15年4月1日
加 美 町	加美町環境基本条例	平成17年2月22日	平成17年4月1日
石 巻 市	石巻市環境基本条例	平成17年4月1日	平成17年4月1日
南三陸町	南三陸町環境基本条例	平成17年10月1日	平成17年10月1日
栗 原 市	栗原市環境基本条例	平成18年3月10日	平成18年4月1日
東松島市	東松島環境基本条例	平成18年3月20日	平成18年4月1日
大 崎 市	大崎市環境基本条例	平成18年3月31日	平成18年3月31日
気 仙 沼 市	気仙沼市環境基本条例	平成18年3月31日	平成18年3月31日
登 米 市	登米市環境基本条例	平成19年3月8日	平成19年4月1日

(2) 公害防止条例の制定

公害防止条例は、市町村において、各公害規制 法を補完するなど公害防止施策の総合的な推進を 図ること、その市町村の区域の自然的社会的条件 に応じた特定の公害を防止することなどを目的と するものです。

平成18年度は新たに大郷町において制定されました。

各主体の取組 環境保全に関する 第 三 部

▼表3-1-2 市町村公害防止条例制定状況

市町村名			条 例 名	制定(改正)年月日
本	吉	町	本吉町公害防止条例	(昭和62年5月1日)
仙	台	市	仙台市公害防止条例	(平成8年3月19日)
気	仙 沼	市	気仙沼市公害防止条例	平成18年3月31日
大	郷	囲丁	大郷町公害防止条例	平成18年9月25日

(3) 総合的な地域環境計画の策定

総合的な地域環境計画は、市町村の環境の保全 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた め、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策 の大綱等を定めるものです。

平成18年度では加美町で新たに「加美町環境基

本計画 | が策定されたほか、石巻市においては新 市としての策定に向けた準備が行われました。

県内では、平成18年度末現在で、7市3町にお いて環境基本計画が策定されています。

▼表3-1-3 市町村地域環境計画策定状況

	市町村名		計 画 名	策定年月日
仙	台	市	仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)	平成9年3月24日
白	石	市	白石市環境基本計画	平成11年3月31日
角	\boxplus	市	角田市環境基本計画	平成12年2月10日
多	賀 城	市	多賀城市環境基本計画	平成12年10月30日
柴	田	囲丁	柴田町環境基本計画	平成14年4月1日
塩	電	市	塩竈市環境基本計画	平成14年10月3日
名	取	市	名取市環境基本計画	平成15年3月31日
大	和	囲丁	大和町環境基本計画	平成15年3月31日
東	松島	市	東松島市環境基本計画	平成18年3月22日
加	美	町	加美町環境基本計画	平成19年3月31日

(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律に 基づく実行計画の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に 基づき、市町村自らの事務事業に伴う温室効果ガ ス排出抑制対策を行う実行計画については、平成 18年度では、新たに利府町において「利府町地球 温暖化対策実行計画(利府町エコアクションプラ

ン) が策定されたほか、富谷町並びに大和町で改 正が行われました。

県内では、平成18年度末現在で7市6町1村に おいて実行計画が策定されています。

▼表3-1-4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画策定状況

	市町村名		計 画 名	策定(改正)年月日
石	巻	市	石巻市環境保全率先行動計画(第Ⅱ期)	平成12年5月9日
富	谷	囲丁	富谷町有公共施設地球温暖化対策実行計画	(平成19年2月1日)
大	衡	村	大衡村有公共施設地球温暖化対策推進実行計画	平成13年3月26日
色	麻	町	色麻町地球温暖化対策推進実行計画	平成13年5月30日
大	和	囲丁	大和町公共施設地球温暖化対策推進計画	(平成19年3月31日)
名	取	市	名取市温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画	平成14年4月1日
多	賀 城	市	多賀城市地球温暖化防止計画 平成14年4月15日	
大	郷	町	大郷町有公共施設地球温暖化対策推進実行計画 平成14年5月	
仙	台	市	仙台市地球温暖化対策実行計画	(平成14年5月13日)
白	石	市	白石市地球温暖化防止実行計画	平成15年3月31日
塩	竈	市	塩竈市環境率先実行計画	平成16年3月22日
加	美	町	加美町公共施設地球温暖化対策実行計画	平成16年12月17日
岩	沼	市	岩沼市地球温暖化対策実行計画	平成17年2月24日
利	府	町	利府町地球温暖化対策実行計画(利府町エコアクションプラン)	平成18年10月

※気仙沼市の旧「気仙沼市の地球温暖化防止に向けた率先行動計画」は、平成18年3月31日の合併前の旧気仙沼市の区域において暫定施行

[※]石巻市の旧「石巻市環境基本計画」は、平成17年4月1日の合併前の旧石巻市の区域において暫定施行 ※栗原市の旧「鶯沢町環境基本計画」は、平成17年4月1日の合併前の旧鶯沢町の区域において暫定施行

[※]気仙沼市の旧「気仙沼市環境基本計画」は、平成18年3月31日の合併前の旧気仙沼市の区域において暫定施行

(5) 環境物品等調達方針の策定

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法) 第10条に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、環境物品等の調達の推

進を図るため作成する環境物品等調達方針に関しては、新たに登米市において、19年度の調達方針を新たに策定されており、平成18年度末現在で、 県内では5市2町において策定されています。

▼表3-1-5 環境物品等調達方針策定状況

	市町村名		方 針 名
仙	台	市	仙台市グリーン購入推進方針
白	石	市	環境物品等の調達の推進に関する基本方針
富	谷	町	富谷町役場及び出先機関におけるグリーン購入の推進について
大	和	町	大和町環境マネジメントマニュアル 環境方針
石	巻	市	石巻市グリーン購入方針
塩	笔	市	塩竈市環境物品調達方針
登	*	市	平成19年度登米市グリーン購入調達方針

(6) 環境マネジメントシステムの構築

国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、市町村自らの事務事業における環境負荷の低減と環境保全・創造のための施策を積極的に推進する

取組が行われています。平成19年3月31日現在で 認証を取得している市町村は2市3町となってい ます。

▼表3-1-6 市町村におけるISO14001認証取得状況

市	町村	村名取得年月日		対 象 組 織	対 象 事 務 事 業	
多	賀 城	市	平成14年2月27日	本庁舎及び出先機関(一部を除く)	環境保全に資する項目及び環境負荷を与える項 目	
大	和	町	平成15年11月26日 本庁を含む各庁舎及び文化ホール、総合体育館、 祉センター		事務全般	
美	里	町	平成15年11月27日	本庁舎、水道事業所及び公民館(小牛田庁舎)	すべて	
登	米	市	平成15年12月12日	本庁舎、各公民館、勤労青少年ホーム、給食センター、 米川診療所、各幼稚園及び鱒淵保育所(東和庁舎)	対象組織の事務事業	
富	谷	町	平成17年4月25日	本庁舎	対象施設、及び直接的に管理可能又は影響力を 行使することが期待できる現場において行う事 務事業に適用する。	

3 自然環境の保全・創造に向けた取組

自然環境の保全・創造に向けた取組としては、 住民や民間団体が行う樹木の植栽や花壇づくりに 対して、助成などの支援を行っているのは県内で 30市町村と、比較的多くの市町村で実施されてい ます。

また、緑を保全する上で重要な施策である保存 樹・保存樹林の指定については、8市6町(平成 19年3月31日現在)で独自の制度を設けています。 さらに、開発等に対する抜本的な保全施策であ る土地の公有地化については、仙台市において、「杜の都の環境をつくる条例」に基づく保存緑地を指定し、百年の杜づくり推進基金により緑地保全協定を締結した保存緑地にかかる固定資産税、都市計画税などの免除や協定を締結した土地所有者に対して、保存緑地交付金及び保存緑地保全協力援助金が交付されています。この指定保存緑地は平成18年度末現在で46箇所、662.17haとなっています。

各主体の取組 環境保全に関する 第二部 市町村においては、各家庭や地域ぐるみでの環境負荷の低減に向けた活動に対して、助成などの支援措置を講じています。各家庭での活動の支援としては、生ごみのたい肥化容器や処理装置の購入等に対する助成が10市20町1村で行われるなど、ごみの減量・資源化に向けた活動への支援が多くの市町村で実施されています。

また、乾燥型の電気式生ごみ処理機で処理した 生ごみと野菜の交換制度を1市で運用されている ほか、家庭で遊休となっている生活用品等の情報 収集と紹介により希望者に譲渡することで資源の 有効活用を図る制度が3町で行われているなど、 資源の節約や合理化のしくみづくりが広がりつつ あり、今後の展開が期待されます。

地域ぐるみの活動の支援としては、空き缶、空 きビンなどの資源ごみを回収した団体等に対し て、回収量に応じた奨励金等を交付する集団資源 回収に対する支援制度や、不法投棄防止パトロー ル等の不法投棄防止の取組も実施されています。

さらに、地域での環境保全活動のキャラクターを制定して市民への浸透を図る取組や町民自身が 探検隊として地域の自然環境に親しみ「身近な環境をしる」取組などもみられ、従来の取組に加え、 各市町村が地域の実情に即してアイデアを実現させる独自の取組がますます増えていくことも期待されます。

5 環境保全に関する普及啓発

県民一人ひとりが環境とのかかわりなどについての理解を深め、環境保全活動を行う意欲を促し、その活動を促進するための取組として、市町村においても積極的な普及啓発活動が行われています。

各市町村では、環境の日・環境月間におけるイベント等を含め、自然とのふれあい活動などの体験学習、講演会、シンポジウム等が開催されてい

ます。特に、地球環境問題や省エネルギー、ごみの減量・リサイクルをテーマとするものが大半を占めており、また、行政からの片道通行型ではなく、地域住民の参加・体験による協働型のものが多い傾向がみられることも特徴となっています。

また、環境保全に関する知識の普及を目的とした冊子やごみの分別回収に関するリーフレット等が各市町村において作成・配布されています。





6 市町村の取組に対する県の支援制度等

県では、市町村の環境保全に関する取組に対して、各種の支援制度等を設けています。

▼表3-1-7 市町村の取組に対する県の支援制度等

制度等名称	制度等概要	担当課室
市町村振興総合補助金 (ごみ減量化・再資源化促 進事業)	市町村及び一部事務組合が行うごみの減量化・再資源化及び再利用の促進を図るための事業に対し、100万円を上限とし、対象経費の 1 / 2 以内を支援する。	資源循環推進課
宮城県浄化槽設置推進事業費補助金	県は、仙台市を除く県内の市町村が行う浄化槽の計画的な整備を推進し、もって生活雑排水による水質汚濁の防止を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、市町村が行う浄化槽設置整備事業に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において宮城県浄化槽設置推進事業費補助金を交付するもの。補助金の交付対象経費は、市町村が、浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)により浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成する事業に要する経費と別表で定める基準額のいずれか少ない額とし、補助率は1/3(離島は1/4)とする。 ※平成19年度が補助率は1/6に一律低減される。	廃棄物対策課
みやぎ緑づくり活動推進 事業(交付金事業)	森林の整備·保全を社会全体で支えるという県民意識を醸成するため、県 民が身近な森林を健全な炭素吸収源として森林を整備する活動に参加する 機会を提供する活動に対して助成する。	自然保護課
地域バイオマス利活用交付金	地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設、新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備に対して1/2を限度として助成する。 【農林水産省交付金】 (事業実施主体:都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、食品事業者等)	農産園芸環境課

各主体の取組 第二 部

第2節 事業者の取組

1 事業者の役割

事業者は、環境に与える負荷の量が個々の県民の場合と比較して大きく、負荷削減に向けての取組が期待されます。また、事業者は組織で活動を行っており、環境の保全のための措置を実施できる能力を有していると考えられます。このため、環境基本条例では、自らの事業活動が環境への負荷の原因となる事業者に対して、「事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する」、「その事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力する責務を有する」と規定され

ています。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の見直しのためには、事業者の積極的な取組も重要となります。このことから、環境基本計画では、事業者の役割として、環境マネジメントシステムの導入により環境保全に取り組む体制を整備するとともに、事業活動に伴って生じる公害の防止、緑化の推進、省エネルギー・省資源等の徹底などの取組を自主的・積極的に行うことを提示しており、事業者には、事業活動の全ての段階において環境の保全に配慮することが期待されています。

環境政策課

2 事業者の取組の状況

近年、地球環境問題への対応が大きな課題になっており、事業者の環境配慮に関する関心や意欲が高まっています。

こうした中、事業者の自主的な環境の取組として、ISO14001の認証取得が進んでおり、本県においても平成19年3月末現在で、274事業所が認証を取得しています。認証取得者の業種に関しては製造業を中心としてサービス業や建設業、学校法人、公共団体と多岐にわたっています。

また、主に中小企業を対象とし、ISO14001と比較し認証取得費用や人的・時間的負担を少なくした「エコアクション21」(環境省が規格を策定した環境マネジメントシステム)や「みちのくEMS」

(県内の各種団体、仙台市、宮城県等により策定された地域版環境マネジメントシステム)等の環境マネジメントシステム) 等の環境マネジメントシステム規格が策定され、これら規格の認証取得が広がり始めています。

さらに、「環境情報の提供の促進等による特定 事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関す る法律」が平成17年4月1日から施行されていま すが、「環境レポート」や「CSRレポート」と題 した環境報告書の作成及び公表に意欲的に取り組 んでいる企業が多く見受けられ、事業所の環境問 題・環境保全の取組に対する意識の高さがうかが えます。

▼表3-2-1 県内における環境マネジメントシステム認証取得事業所数

ISO14001 (H19. 3. 31現在	(財)日本規格協会調べ)	274
エコアクション21 (H19. 3. 31現在	エコアクション21事務局調べ)	15
みちのくEMS (H19. 3. 31現在	みちのく環境管理規格認証機構)	34

民間団体の取組 第3節

民間団体の役割

す。

県民や事業者により組織され、緑化活動、リサ イクル運動、啓発活動、調査研究その他の環境保 全に関する活動を行う営利を目的としない民間団 体は、公益的視点から組織的に活動を行うことに より、県民や事業者が単独で活動を行うことに比 べ大きな活動効果が期待されます。

平成10年度には、民間団体の活動を支援するた め、特定非営利活動促進法が制定され、民間団体 の環境保全に対する活動基盤の整備も進んでいま

民間団体は、草の根の活動や民間国際協力など 様々な活動をきめ細やかに展開しており、環境基 本計画では、今後とも一層の活躍が期待できると し、緑化運動、リサイクル活動、緑のトラスト活 動、国際的な活動、環境保全に関する種々の調査 研究、環境に関する啓発活動などを提示し、それ らの活動を促進することとしています。

環境政策課

民間団体の取組の状況 2

県内には、後述のとおり、平成18年度末現在で、 環境保全を主目的として宮城県でNPO法人認証 を取得した団体は44となっており、その他NPO法 人認証を持たずに活動している団体も含めると、 約200団体があります。

環境保全に関する民間団体では、様々な活動が

展開されています。県が所管する公益法人等にお ける取組を例に挙げると、伊豆沼・内沼の環境保 全活動や植物の生息状況調査、廃棄物処理や再資 源化研究への助成など、多彩な取組が行われてい ます。

環境保全事業を行う特定非営利活動法人の設立状況 3

宮城県内の主に環境保全事業を行う特定非営利 活動法人のうち、宮城県で認証を取得した法人は

44法人で(平成19年3月31日現在)、事業内容も 多岐にわたっています。

特定非営利活動法人の名称	所在地	主な事業内容
蔵王のブナと水を守る会	白石市	ナショナルトラスト等
環境会議所東北	仙台市	環境調和型経営の提案等
けやきオフィス町内会	仙台市	古紙リサイクル事業等
ひたかみ水の里	石巻市	参加体験型自然学習事業等
水環境ネット東北	仙台市	交流会・研究会の開催等
エコショップかくだ	角田市	古紙再生品の利用促進事業等
河川整備研究会	仙台市	鮭の自然・人工孵化等に関する事業
蕪栗ぬまっこくらぶ	大崎市	蕪栗沼等の自然環境保全等
環境保全米ネットワーク	仙台市	環境保全米の普及に関する事業等
広瀬川の清流を守る会	仙台市	広瀬川等の水環境・自然環境の向上を図る事業
みやぎアグリ・インフォメーション・ネットワーク	仙台市	総合環境産業の振興に関する事業等
動物救護里親の会	多賀城市	犬猫の里親探しなどの動物愛護に関する事業
みやぎ環境監査機構	仙台市	環境及び土木事業に関する政策提言等
宮城県森林インストラクター協会	利府町	森林・林業の普及啓発、森林整備等
みどり十字軍	仙台市	植林、森林の下刈り・枝打ち、森林観察等
あぐりねっと21	仙台市	農業農村活性化事業等
サイカチネイチャークラブ	仙台市	自然観察などの環境教育
びほろ	女川町	万石浦湾等の有用微生物群を活用した浄化活動等
PNE	仙台市	自然環境保護と社会福祉活動に関する講演会
気仙沼清港会	気仙沼市	気仙沼湾内の浮遊ごみの回収及び船舶廃油の処理
エコワーク実践塾	仙台市	地球温暖化防止の技術及び施策に関する調査・研究事業
バイオみやぎ21	仙台市	バイオマス、自然力エネルギーに関する調査・研究等
	仙台市	まちなかの公園づくりと公園管理事業
	登米市	農業用水の環境問題に関する企画運営活動等
みやぎ環境カウンセラー協会	仙台市	環境カウンセラー、環境保全意識の普及啓発
シナイモツゴ郷の会	大崎市	シナイモツゴ保護・復元、環境保全活動等
北上川・水の輝き	石巻市	北上川の水辺環境の保全・整備・教育・地域活性
マネージメント・ソリューション・ジャパン	仙台市	各種マネジメントシステムに関する事業
環境生態工学研究所	仙台市	環境保全のための学術調査、環境教育等
エコ・ピュア仙台	仙台市	産業廃棄物の資源循環型、再利用化事業等
エコネットワークみやぎ	仙台市	道路の環境美化活動、資源回収事業等
自然と魚を育てる会	仙台市	環境保全の啓蒙、内水面及び海面環境の保全、内水面漁協への技術指導等
みやぎ省エネ普及促進協会	仙台市	省エネ機器の普及、研修会開催等
いしのまき環境ネット	石巻市	植林活動·体験学習·EM環境改善事業等
東北グリーンアシスト協会 (注)	仙台市	伐採木や刈草の堆肥化事業・環境保全啓発セミナー等
宮城環境保全	仙台市	有害鳥獣や魚類、昆虫等の捕獲、被害状況の調査等
大島大好き	気仙沼市	資源循環型社会形成に関する企画及び運営、再生可能な廃棄物の収集・運搬及び再生、地球の温暖化を防止するための関連事業
ひとと地球にやさしい食農普及支援機構	大和町	有機栽培生産普及事業等
みやぎ野生動物保護センター	仙台市	傷病野生鳥獣の救護、治療、飼育等
土壌・地下水・環境保全機構	仙台市	土壌・地下水・アスベストなど環境問題に関する助言・相談、調査・研究等
田んぼ	大崎市	ふゆみずたんぼ、自然共生農業に関する各種事業等
森林との共生を考える会	仙台市	森林・住まいに関する勉強会・相談コーナーの実施、子供たちへの森林環境教育など
アニマルクラブ石巻	石巻市	保護動物の世話、サポート活動、パネル展、バザー・里親探し、迷子札制 作
川崎町の資源を活かす会	川崎町	川崎町の資源・恵みを活かした環境に優しい生活の体験及び普及事業とその支援事業

⁽注) 東北グリーンアシスト協会は、平成19年10月31日に解散しています。 ※最新情報は、「みやぎNPO情報ネット」(http://www.miyagi-npo.gr.jp/index.html)『NPO法人申請状況』のページをご覧ください。